

鳥取市農業者年金友の会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市農業者年金友の会補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取市農業者年金友の会の活動を支援することにより、農業の振興と農業者年金受給者の福祉向上に寄与することを目的として交付する。

(補助対象者)

第3条 本補助金の対象となる者は、独立行政法人農業者年金基金（以下「基金」という。）から年金の給付を受けている者等で組織される鳥取市農業者年金友の会（以下「友の会」という。）とする。

(補助対象事業)

第4条 本補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、友の会の活動に係る会議、研修等に要する経費とする。

(補助金の算定等)

第5条 本補助金は、市が基金から受ける委託金のうち活性化組織割額の範囲内で、補助対象事業に要する経費に対し交付する。

2 前項の規定にかかわらず、活性化組織割額が交付されないときは、本補助金は交付しないものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年6月25日から施行し、平成16年度の補助金から適用する。